

はじめに

栄町の子どもたちが運動やスポーツに親しみ、豊かな学校生活を送るとともに、基本的な生活習慣を身に付けたり、生涯スポーツに繋がる運動習慣を身に付けることは、教育課題の一つである「思いやりのある豊かな心と健やかな体」を育む上で、極めて重要なことです。

栄町教育委員会では、児童生徒にとって魅力的であり、顧問教員の意欲が高まり、保護者や地域から信頼される部活動を展開していただくため、このガイドラインを作成いたしました。

各学校におきましては、部活動の運営に際し、このガイドラインを参考として活用いただき、学校の実態に応じて工夫することにより、一層の活動の充実と児童生徒の健やかな成長を期待しております。

1 学校全体で取り組む運動部活動

体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、運動部活動もそのうちの一つです。

運動部活動については、学校教育目標の具現化を図るため、全職員の共通理解・協力体制のもと、以下のような点に配慮し運営にあたることが重要です。

- 職員会議等において、全職員が運動部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合うなど、組織的に取り組むことが大切です。
- 運動部活動を通じた生徒理解に努めるとともに、発達段階に応じて能力・適性を見極め、その都度健康状態を確認した上で、個に応じた指導を心がけることが大切です。
- 保護者や関係団体等との連携を図りながら、運動部活動を活性化させ、地域に信頼される学校づくりを進めることが大切です。

2 運動部活動の意義

運動部活動とは、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもとに、主に放課後などにおいて自発的・自

主に運動やスポーツを行うものです。

運動部活動の位置付けは、以下のような趣旨です。

- 学校において計画する教育活動
- スポーツ等に興味と関心を持つ同好者が組織する活動
- より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動
- 体力の向上や健康の保持増進にもきわめて効果的な活動

したがって、生徒の能力・適性等に応じた技能の習得や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し活動する中で、友情を深めることなど好ましい人間関係を育てるような適切な指導を行う必要があります。

3 学校教育の一環としての部活動

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することについて明確に示しています。

具体的には、中学校指導要領では、第1章総則で部活動について、下記のとおり規定しています。

《中学校指導要領》

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

また、第2章第7節保健体育科で部活動について、下記のとおり規定しています。

《○中学校指導要領》

第2章 各教科

第7節 保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

これらのことから、部活動については、以下のことが言えます。

- 部活動は本来、児童生徒の自主的、自発的活動である。
- 学校教育の一環として行われるものである。
- 学校の実態に応じ、保護者の協力を得て行われるものである。

4 顧問の役割

運動部活動は、自発的・自主的に参加する生徒と、それを支え、指導・監督をする顧問との信頼関係により運営されます。

生徒自身が興味・関心をもって運動部活動に取り組む中で、顧問は、生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格的に成長するよう配慮しなければなりません。

《顧問の役割》

- 生徒理解 ⇒生活環境、学習状況、健康状態、体力、技能把握
- 部活動運営⇒部員名簿・連絡網作成、部予算の確保と管理、部活動日誌の活用と整理、活動計画の実施、大会・練習試合等遠征時の引率、広報活動（部活動通信等）
- 活動計画 ⇒施設・用具の管理と安全点検、部員の健康管理及び安全指導、事故防止チェックシートの活用、けが・事故等のアフターケア
- 連携 ⇒家庭との連携、病院・消防署等との連携、外部指導者との連携

《指導上の留意点》

- (1) 会議等で顧問が部活動に立ち会えない場合は、必ず他の顧問等に指導・監督を依頼するとともに、児童生徒への安全指導、練習内容など、適切な処置を講じる。また、緊急時の対応についても、児童生徒と確認する。
- (2) 児童生徒とともに学ぶ姿勢を持ち、他の教師や書物から学んだり、研修会に参加したりするなど、種目や指導法への理解を深める。
- (3) 現部員が少ない場合でも、児童生徒との信頼関係を築くことを心がけ、指導・助言にあたる。
- (4) 常に児童生徒との信頼関係を築くことを心がけ、指導・助言にあたる。
- (5) 大会や発表会等に出場・参加できない児童生徒に対しても、練習試合や校内での発表会、記録会で成果を発揮する機会を設けるなど様々な工夫をする。

5 指導上の基本方針

運動部活動の指導にあたっては、学校の教育目標・指導方針に沿って、学校教育活動の一環として行います。

○生徒が豊かな学校生活を送りながら、社会性や規範意識を向上させるなど人格的に成長させることを目指します。

そのため、ゆき過ぎた勝利至上主義に偏ることなく、児童生徒の主体性や個性を生かす運営を心がけます。

○部活動に参加する生徒が志向するものは、記録や技能の向上、心身の健康増進、活動の喜び・楽しみの獲得、信頼と友情の構築など、さまざまです。こうした志向等、児童生徒のニーズに応え、一人ひとりが自己実現できるよう、柔軟な運営に努めます。

○生徒の生活のバランスや将来的な成長を見据え、教育的な配慮を基に、活動内容や活動日数、活動時間の適切な設定を行います。

《部の目標・方針》

○部目標の設定（生徒ミーティングの重要性等）

- 具体的目標の設定（年間目標、月間目標、大会目標等）
- 活動方針の決定（部員の自主性、個性の尊重、柔軟な運営計画、学習や日常生活とのバランス、生徒の健康管理等）

6 顧問会議の開催

部員が、顧問の指導のもとにいきいきと、しかも充実した運動部活動を展開するためには、管理職等を含めた顧問会議を定期的に行い、顧問間の共通理解・協力体制を築く必要があります。

運動部活動の内容と方法を点検して円滑な運営に努力するなど、計画的・組織的に運営していくことが重要です。

《顧問会議》

- 活動方針、部予算、活動日数や時間
- 施設、設備の安全点検
- 各種研修会の企画・運営（講演会、AEDを使用した心肺蘇生法講習会、応急手当研修会等）
- 顧問不在時の支援体制
- 緊急時の連絡体制
- 各種資料の作成と配布計画
- 不祥事防止（体罰、わいせつ・セクハラ、会計処理等）

7 活動計画作成上の留意点

顧問は、生徒の個性を把握・尊重し、その願いに応えられるようにするため、活動計画を策定し、あらかじめ示しておく必要があります。

その上で、年間を通して、活動内容についてさまざまな工夫を講じ、安全で有意義な活動となるよう心がけることが大切です。

《活動計画》

- 部員と顧問が作る活動計画⇒効果的な練習計画、個別練習計画、合宿や練習試合計画等
- 年間・月刊活動計画の立案⇒活動方針や目標実現に向けた具体的計画、部組織作り、大会前や鍛錬期の計画、新入部員の練

習計画

○事故防止に向けた計画⇒学校事故防止チェックシートによる活動点検、けが防止指導、応急手当指導、緊急連絡体制の確認、栄養指導等

8 保護者との連携

部活動を充実させるためには、保護者からの理解や協力を得ることが不可欠です。部活動に対する保護者の考え方も様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは、とても大切なことです。そのためにも、保護者の意見や願いをしっかりと把握し、受け止めることも大切です。

《連携を深める方策例》

- (1) 「部活動の運営方針・年間計画」などを年度当初に保護者会（全体・各部）を開くなどして全保護者に説明する。
- (2) 大会・発表会等の参加については、練習計画・大会参加計画に基づいて、校長名で早めに文書で知らせる。
- (3) 必要経費等の集金についても（2）同様、文書で知らせるとともに、保護者の負担軽減を図る。
- (4) 毎月の活動予定や練習計画の文書・案内を配布する。
- (5) 傷病時には必ず保護者に連絡し、適切な対応をする。
- (6) 活動状況を知らせるなどして、児童生徒の活躍する姿、がんばっている姿を見ていただく。

9 練習について

規律・礼儀が重んじられる精神論的な指導だけでは、児童生徒の好ましい成長につながるような部活動にはなりません。指導者のリーダーシップのもと、精神性を重視しつつ、科学的な手法を取り入れ、活動時間を短時間に抑えて効果をあげる指導も注目されています。

練習等は、学校長の承認のもと、計画的に行うことが必要です。練習は、できるだけ始めから終わりまで指導するのが望ましいです。しかし、それが難しい時は、短時間でも活動場所に行き、その日の活動内容や留意事項を的確に指

示し、わずかな時間でも児童生徒と共有することが大切です。

《活動日》

- (1) 原則として部ごとに週当たり 2 日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日(以下週末という。)は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- (2) 部活動によっては、年間を見通した時に特定の季節に集中して活動を行うものもある。年間計画に従って活動する。
- (3) 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設け、児童生徒に十分な休養を与えとともに、顧問自身もリフレッシュできる機会を作る。
- (4) 長期休業中の活動については、家庭での生活を優先とし、部活動中心にならないよう配慮する。
- (5) 祝祭日や県民の日に部活動を積極的に行うことは避け、その祝祭日や県民の日の意義を児童生徒に理解させ、活動しないことを原則とする。

《練習時間》

- (1) 始業前、放課後(平日)、休日での活動を原則とする。
- (2) 練習時間は、平日は 2 時間程度、休日は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

《練習試合・大会・発表会》

- (1) 児童生徒の発育発達から見て無理のない範囲とする。また、保護者の経済的負担や休日の家族の予定なども考慮して、計画的に参加する。
- (2) 実施日、場所、時間、引率方法、引率者、交通手段等について、事前に校長の承認を得る。校長が許可していないものについては、練習試合・大会・発表会等に参加できない。
- (3) 中学校においては、定期テスト等の直前における練習試合は控える。但し、大会日程等に伴い実施せざるを得ない場合については、大会に参加する児童生徒のみを保護者の了解を得た上で、参加対象とする。

(4) 交通手段については、原則として公共の交通機関を利用する。

10 体罰・いじめの防止について

体罰は、教職員個人の問題にとどまらず、学校が児童生徒や保護者から信頼を大きく失ってしまい、本来行わなければならない教育活動が効果的に行えない状況になるなど、学校教育全体においても重大な問題となります。暴力行為のみならず、威圧的な言葉や態度による指導は、児童生徒の健全な成長に悪影響を及ぼすこともあります。体罰は、指導者と児童生徒との間での信頼関係があれば許されとの認識は誤りです。決して体罰が行われることのないよう、体制づくりも必要とされます。

また、部活動は学級や学年の枠を超えて児童生徒が自発的・自主的に集まって活動する場面が多くあります。指導者は、児童生徒同士の人間関係をしっかりと把握し、指導していくことが必要です。さらに、日頃から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい指導者との信頼関係や体制づくりをしておくことも大切です。

- (1) 部活動の意義や目的を正しく理解し、指導者としてあるべき姿を常に意識し指導にあたる。
- (2) 児童生徒が困ったことや悩みを相談しやすい体制を整える。
- (3) 学級担任との連絡・相談を適宜行い、児童生徒の学校生活全体を支援する。

《体罰等、許されない指導と考えられるもの》

- (1) 殴る、蹴る等。
- (2) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点からは認め難い、または限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱・否定するような発言を行う。
- (6) 特定の児童生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

11 事故防止

教職員は、教育活動のあらゆる場面において、常に児童生徒の安全確保を図る義務があります。特に、身体活動を伴う運動部活動においては、参加する生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指す中で、思わぬ事故が発生する場合もあるので、想定できる限りの注意を払い、事故防止に努めることが大切です。

《事故防止の留意点》

(1) 健康状態の把握

- 児童生徒に自らの健康状態について関心や意識を持たせる。
- 適度な休養や栄養の補給に留意させる。
- 活動に際し、健康観察を適切に行い、体調がすぐれない児童生徒に対しては、無理をさせず、活動の内容を制限させるか、休ませる。

(2) 指導

- 学年や個人差に十分配慮した、段階的・計画的な指導を行う。
- 危険を伴う練習は必ず指導者の下で実施する。
- 指導者不在時は、練習内容を安全性の高いものに変更したり、運動量を軽減したりするなど、工夫し安全に配慮する。
- 準備運動および整理運動をしっかりと行う。
- 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を児童生徒に伝える。

(3) 施設・設備・用具の安全点検と安全管理

- 施設・設備・用具の使用前、使用後及び定期的な点検を行う。また、児童生徒にも、安全確認の習慣化を図る。
- 施設・設備・用具の正しい使い方をし、事故が起こらないようにする。

(4) 天候や気象に配慮した指導

- 活動時の気象条件に十分留意する。特に、高温多湿下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症に注意する。
- 暴風（竜巻を含む）や雷、激しい雨に対して、情報収集に努め、それらが十分に予想される場合は、即時に練習を中止し、児童生徒の安全確保に努める。

熱中症の疑い



軽 度	めまい、立ちくらみ、筋肉痛、発汗
中 度	頭痛、吐き気、だるさ、虚脱感
重 度	意識なし、けいれん、高体温、返事不明

熱中症の予防

帽子をかぶりましょう

涼しい服装を心がけましょう

水分を計画的にとりましょう。(30～60分に1回50～200ml)

日陰を利用し、こまめに休息をとりましょう(冷水や冷タオル等使用)

運動の前に、体調(健康観察)を確認しましょう。

喉が渴いてからだが遅すぎます。早めの水分補給が大事です。

★熱中症になったら★

①休息をとる

涼しいところで頭を低く、足を高く保ち、衣服を緩め必要に応じて脱がします。

②冷却・水分補給

首・脇の下・足の付け根の動脈部を冷やし、スポーツ飲料等(0.2%程度の食塩水可)を1～5口、少量ずつ飲ませます。

③意識なし

⇒

救急車の要請と応急処置

12 事故の対応

各学校においては、運動部活動中における安全に関する指導を明確に位置づけ、さらには、事故発生時の救急体制（応急手当・連絡体制等）の確立や、児童生徒の安全確保に対する緊急時対応マニュアルを作成し、全職員への周知・徹底を図ることが必要です。

《事故発生時の対応》

- ・発生した事態や状況の把握、児童生徒の安全確保、傷病者の確認と応急手当
- ・管理職への報告、他の職員への協力要請や緊急連絡
- ・状況によって救急車要請、消防署・警察・教育委員会等関係機関との連絡・連携
- ・事故発生状況の正確な記録
- ・保護者への連絡・説明

《事故発生後の対応》

- ・負傷者の立場に立った誠意ある対応、保護者への丁寧な説明、傷病者及び関係児童生徒のケア
- ・教育委員会との連携、報道機関への対応、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの対応
- ・事故の検証と再発防止に向けた取組

【事故対応の例】

